

第16表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	14,978 円	15,035 円
配 偶 者 と 子 1 人	20,462 円 (5,484円)	20,752 円 (5,717円)
配 偶 者 と 子 2 人	25,901 円 (5,439円)	26,140 円 (5,388円)

(注) 1. 支給月額、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

3. 扶養（家族）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

4. 支給月額は、扶養（家族）手当が平成12年以降改定された事業所について算出した。

備考 本県の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については16,000円、配偶者以外については、1人目及び2人目それぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居（住宅）手当の支給状況

その1 借家・借間に対する支給状況

項 目		事 業 所 の 割 合
支 給 の 有 無	支 給	66.7 %
	非 支 給	33.3
借家・借間居住者に対する住居（住宅）		27,000 円 以上
手当月額の最高支給額の中位階層		28,000 円 未満

(注) 支給の有無は全事業所を100としたときの割合である。

備考 本県の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

その2 自宅に対する支給状況

項 目	自宅に対する手当額の最高支給の状況	
	最 高 額 平 均	最 高 支 給 の 中 位 階 層
14	9,204 円	10,000 円 ~ 11,000 円
13	10,812 円	11,000 円 ~ 12,000 円

(注) 自宅に対する支給額が、借家・借間に対する支給額と異なる事業所について算出した。